

1. 充電設備等のその他の処分（交換）

充電設備等（充電設備、課金装置、給電器及び単価 50 万円以上の付帯設備をいう。以下同様）の交換を「その他の処分（交換）」といいます。

処分の内容や理由、処分前後の充電設備等の性能等の比較、充電設備等の撤去日^{（注1）}等から、補助金交付目的に反した使用をセンターで確認した場合は、原則、交付済み補助金の全部または一部の返還義務が発生します。

注1：充電設備等（周辺機器、配線等を含め）の撤去および他の理由による稼働中止日。

2. 充電設備などのその他の処分（交換以外）

交換以外の改造等、譲渡や廃棄や移設に該当しない場合、手続きは処分の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

3. 財産処分承認申請（その他の処分（交換））

財産処分承認申請書、実施状況報告書および要部写真を郵送もしくは電子メール^{（注2）}で提出してください。

注2：電子メールご利用の場合、提出書類をPDF化し添付してください。

提出書類：**財産処分承認申請書（様式 22）**
実施状況報告書（財産処分）
要部写真（財産処分）

記載例：[財産処分承認申請書（様式 22） その他の処分（交換）](#)
[実施状況報告書（財産処分） 処分前](#)
[要部写真（財産処分） 処分前](#)

提出先：一般社団法人 次世代自動車振興センター 充電インフラ部 財産処分担当
〒103-0027
東京都中央区日本橋 1-1-6-3 日本橋木村ビル 5階
TEL 03-3548-2871 FAX 03-3548-2872
E-mail：zaisan_shobun31@cev-pc.or.jp

4. 財産処分承認通知書（様式 23）発行

センターは申請内容を確認後、財産処分承認通知書（様式 23）を発行します。申請者はその前に処分をしてはいけません。

5. 以降の手続き

手続きは処分の内容により異なるため、センターの指示に従い実施してください。

提出書類：**実施状況報告書（財産処分）**
要部写真（財産処分）
取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）

記載例：[実施状況報告書（財産処分） 処分後](#)
[要部写真（財産処分） 処分後](#)
[取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式 11）](#)